

〒105-8010

東京都港区西新橋1-6-21

農年 太郎

様

〒105-8010

東京都港区西新橋1-6-21

独立行政法人農業者年金基金理事長

印影

農業者年金振込・支払通知書

今年度、あなたにお支払いする年金額は、次のとおりですので通知します。

経営移譲年金証書の記号番号
農業者老齢年金証書の記号番号
新農業者老齢年金証書の記号番号
特例付加年金証書の記号番号

今年度、あなたにお支払いする予定の年金証書の記号番号、支払金額及び振込(送金)先の金融機関、本・支店(所)名が記載されています。

支払年月日	年金の種類	支払金額	所得税額	差引支払額
30年 5月10日	経営移譲年金	円	円	円
	農業者老齢年金	円	円	円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円
30年 8月10日	経営移譲年金	円	円	円
	農業者老齢年金	円	円	円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円
30年 11月9日	経営移譲年金	円	円	円
	農業者老齢年金	円	円	円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円

31年 2月8日	経営移譲年金	円	円	円
	農業者老齢年金	円	円	円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円

振込(送金)先金融機関

年金の種類	金融機関名	本・支店(所)名
経営移譲年金		
農業者老齢年金		
新農業者老齢年金		
特例付加年金		

○ この通知書に記載されている内容に変更があった場合は、変更があった部分について改めて通知書をお送りします。

○ 裏面もお読みください。



[裏面]

農業者年金振込・支払通知書について

- 「農業者年金振込・支払通知書」は、今年度末までの支払予定額を、まとめてお知らせするものです。
- 年金は、5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）、2月（11～1月分）の年4回お支払いします。
- 新農業者老齢年金及び特例付加年金の年額の合計が12万円未満の方には、前年11月～本年10月までの12ヶ月分を年1回11月にお支払いします。
- 年金の受取先が郵便局窓口での現金受取の場合、支払日からおよそ3日後に「払出通知書」及び「郵便局振替払出証書」が送付されますので、そちらをお持ちになって、最寄りの郵便局窓口で年金をお受け取りください。

この「農業者年金振込・支払通知書」は、今年度お支払いする予定の年金額を記載しています。再発行できませんので、大切に保管してください。

1. 次のような場合は、最寄りのJA（農業協同組合）に速やかに届け出てください。
 - ・ 氏名、住所を変更したとき
（様式第20号）「農業者年金住所・氏名・性別・整理番号変更・訂正届出書」
 - ・ 年金の受取先の金融機関又は口座番号を変更するとき
（様式第61号）「農業者年金受給権者金融機関（口座番号）変更届」
 - ・ 年金を受給している方が亡くなられたとき（ご遺族の方）
（様式第K31号）「農業者年金死亡関係届出書」
2. 経営移譲年金又は特例付加年金を受給されている方で、経営移譲（経営継承）した農地等を売却等したとき又は新たに農地等を取得したときなどは、農業委員会へ届け出てください。
3. 経営移譲年金又は特例付加年金を受給されている方は、①農業所得の納税申告名義、②経営所得安定対策等交付金の申請名義、③農業共済の加入名義を経営移譲（経営継承）の相手方に変更等していることが必要です。変更等ができていない場合は、裁定取消又は支給停止となることがありますので、農業委員会にご相談ください。

なお、各種届出等のご不明な点につきましては、最寄りのJA（農業協同組合）又は農業委員会の窓口にお尋ねください。